キャッシュカード規定(個人用)

株式会社北洋銀行

1. (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)、貯蓄預金について 発行したキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。) はそれぞれ当該預 金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行の現金自動預金機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に 預入れをする場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行の自動振込機(振込みを行うことができる現金自動預入・引出兼用機を含みます。 以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、 振込の依頼をする場合。
- (4) 当行所定の支払機を使用して他の預金に振替をする場合。
- (5)総合口座取引の普通預金について発行したキャッシュカードにより、総合口座の定期 預金(以下「定期預金」といいます。)の払戻しをする場合および定期預金の満期時に おける解約を予約する場合。
- (6) その他当行所定の取引をする場合。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1)預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2)預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。

また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード(またはカードと通帳)を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
 - この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による預金の払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。

なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。

- (3) 70 歳以上の方で一定の要件に該当する場合は、前項の金額について引き下げすることがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときは当行所定の金額の範囲内で金額を変更することができます。
- (4) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定 する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、そ の払戻しはできません。
- (5) 当行の支払機を使用して定期預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードと通帳両方を挿入し、届出の暗証および金額等を正確に入力してください。(カードのみでの払戻しは、できません。)
 - 1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とし、払戻金は総合口座の普通預金に入金いたします。

なお、不適切なカードの使用または当行が必要と認めた場合等は、払戻しを停止させて いただく場合があります。

4. (振込機による振込)

- (1)振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。
 - この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)70歳以上の方で一定の要件に該当する場合は、振込機能を停止することがあります。 この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときは停止を解除することができます。

5. (支払機による他預金への振替)

- (1) 支払機を使用して振替資金を預金口座からの振替により払戻し、他の預金へ振替えをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードと振替先口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。
 - この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
 - ただし、当行の支払機を使用して定期預金を払戻すと同時に総合口座の普通預金へ振 替えをする場合には、本条項によらず、第3条第4項の手続きによるものとします。
- (2) 支払機による振替は、1円単位とし1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行所定の範囲内とします。

6. (自動機利用手数料等)

- (1)預金機を使用して預金の預入れをする場合、および支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機、支払機および振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 前項(1) の自動機利用手数料は、預入れ時または預金の払戻し時に、通帳および払 戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。 なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1)代理人(1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振 込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。 この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人による定期預金の払戻しはできません。

8. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1)停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、 当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。 なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名(署名)、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4)停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、 前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

9. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で 使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。

また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

10. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該 払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が 証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定 の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等につい て当行の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測 される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。) の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。) を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行

われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不 正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、 適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれ かに該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用 人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽 りの説明を行った場合
 - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗 難にあった場合

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1)カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。
- (2)暗証および代理人カードを発行している場合の代理人カードの暗証は、前項によるほか、預金機、支払機および振込機(以下「自動機」といいます。)を使用して変更することができます。当行が自動機を使用して変更できる届出事項を追加するときは、あらかじめその旨および取扱開始の日時を店頭に掲示するものとし、また取消すときも同様にお知らせします。
- (3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、自動機を使用するものとします。

14. (カードの再発行)

- (1)カードの盗難、紛失の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。 この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

16. (解約、カードの利用停止等)

(1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当 店に返却してください。

なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも 同様に返却してください。

- (2) カードの改ざん、不正使用、第17条の規定に違反した場合など当行がカードの利用 を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。 この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①17条に定める規定に違反した場合
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が 経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した 場合

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

19. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2)前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他 適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じる ものとします。

IC カード特約

1. (特約の適用範囲)

IC カードとは、IC チップで取引ができるキャッシュカードをいい、この特約は、IC カードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「キャッシュカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとします。

2. (IC カードの利用)

- (1) IC カードの利用は、以下の現金自動支払機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。 以下「支払機」といいます。)で利用できます。
 - ・当行の支払機のうち IC 対応している支払機
 - ・IC チップによる取引を提携している提携先(当行がオンライン現金自動支払業務を 提携した金融機関等)の支払機で「IC対応」している支払機
- (2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されている IC カードであっても IC チップによる取引となります。前項以外の支払機の利用は磁気ストライプが併載されている IC カードであれば、磁気ストライプによる取引が可能です。

3. (1日あたりの利用限度額)

IC チップによる取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。

利用限度額は当行所定の方法により、当行所定の金額の範囲内で変更できます。

4. (故障等の対応)

前記 2. (1) に規定された IC 対応支払機が故障した場合、IC チップ機能に障害が生じた場合等において、IC チップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されている IC カードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

5. (特約の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本特約を変更することができます。
- (2)前項による本特約の変更は、変更後の特約の内容を当行ホームページへの公表その他 適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じる ものとします。

以上

(2023年1月1日現在)